



# 相続について

## 相続とは

「相続」とは、個人が死亡した場合に、その人が有していた財産(すべての権利義務)をその人の配偶者や子など一定の身分関係にある人が承継する制度のことをいいます。相続では、亡くなった人を「被相続人」、財産を承継する人のことを「相続人」といいます。



被相続人  
(亡くなった人)



相続人  
(財産をもらう人)

## 相続分の種類

種類	内容
法定相続	民法の規定によって定められた相続人がそれぞれに応じた分をもらう相続。
指定相続	相続人全員の協議によって、財産を分割する相続。
分割協議による相続	遺言書により、法定相続分以外の割合で、相続人らに相続をさせる相続

遺言書がある場合は、遺留分の規定に違反しない限り、その指定が優先されます。遺言書がない場合は、民法で定められている相続人の身分によって決められている割合により相続します。また、相続人全員で遺産分割協議によりそれぞれの意志によって分割することもできます。その場合「遺産分割協議書」を作成する必要があります。

## 相続税とは?

財産を相続したときの税金。亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。

## 相続税が課される財産

### 1 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もりできることのできる全ての財産。日本国外に所在する財産も含まれます。なお、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税対象となります。

### 2 みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

### 3 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

### 4 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。



※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものです



## 行政や法律に関わる問題は、スペシャリスト(専門家)に相談しましょう!

### 弁護士

#### 基本的人権の守護者にして法律の専門家

弁護士は法律の専門家としてその知識を背景に、基本的人権を擁護し、社会正義の実現を使命とする職業です。

社会生活では一般人にとって法律はなじみが薄く理解しにくいものです。弁護士は様々なトラブルに対し、予防や助言を行うとともに問題解決に向けてサポートします。

- **和解・示談交渉**  
遺産相続で親族ともめている。  
勤め先が残業代を払ってくれない。
- **法廷活動**  
身に覚えのない罪状で訴えられた。



### 税理士

#### 税金に関する専門家

個人・企業を問わず税金の問題はついてまわります。本人は正しく納税しているつもりでも法律の変更などで後日、予期しないトラブルとなることもあります。

健康な生活を送るため、普段から事前に相談できる税理士を持っておきましょう。税理士は皆さんに正しい税金の知識を提供し、正しい納税ができるようサポートします。

- **確定申告**  
年末の確定申告がうまくできない。
- **相続税申告**  
父が亡くなって資産を相続した。
- **会計帳簿の記帳代行**  
店の会計帳簿がうまく作れない。



### 司法書士

#### 法律に関する書類の専門家

司法書士は法律に関する書類の作成や手続きの代行をします。代表的な業務としては不動産の売買に必要な「不動産登記業務」、会社設立時などにおける「商業登記業務」などがあげられます。その他にも簡易裁判における裁判事務や供託業務など様々な業務に携わっています。

- **商業登記**  
新しく会社を設立したい。
- **不動産登記**  
父が亡くなって不動産を相続した。



### 行政書士

#### 行政向け書類のスペシャリスト

行政書士は、市役所や区役所、警察署などの官公署に提出する書類の作成や申請業務を依頼者に代行して行うのが主な業務です。会社設立時の書類作成や飲食店営業許可の手続きなど様々な場面でその能力が求められる職業です。

- **遺言の作成に関するアドバイス**  
遺言書を残したい。
- **飲食店営業許可手続きの代行**  
喫茶店を始めたい。
- **ビザの申請**  
日本に移住したい。

